

総社市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

総社市長 片岡聰一

総社市条例第43号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び区域)			(名称、位置及び区域)		
第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。			第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	区 域	名 称	位 置	区 域
略			略		
総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽	総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋 1915 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち美袋、日羽、 <u>宇 山</u>
略			略		
総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾、 種井の一部	総社市昭和公民館 水内分館	総社市原 2167 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち原、影、中尾
総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井（総社市 昭和公民館水内分館の区 域を除く。）、延原、 <u>宇 山</u> 、 槁	総社市昭和公民館 富山分館	総社市種井 1856 番地 1	昭和五つ星学園義務教育 学区のうち種井、延原、槁
略			略		

